

負担限度額認定について

令和 8 年度 臨時報酬改定

01

負担限度額認定とは？

介護保険施設(※)への入所やショートステイの際に、施設へ支払う食費と居住費の軽減が受けられる制度です。

低所得者のための制度で、所得や財産に基づく審査を経て、一定の条件を満たす場合に認定されます。

認定を受けた利用者は、認定証を該当施設に提出することで、軽減後の料金で利用できます。

介護保険課給付担当で申請受付・審査・認定証の発行を行っています。

※介護保険施設…特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院。有料老人ホーム等は対象外。

02

利用者負担段階



負担限度額の認定は、以下の「利用者負担段階」に分けて行われます。

- ・ 第1段階
- ・ 第2段階
- ・ 第3段階①
- ・ 第3段階②
- ・ 非該当＝第4段階

下方の段階ほど軽減額は少なくなり、利用者負担額は増えます。

03

改定について

近年、食材料費が上昇していることを受けて、施設の運営を安定して継続していくために、また在宅で生活されている方との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、介護保険負担限度額認定の負担限度額を引き上げることになりました。

※ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件(令和8年3月13日厚生労働告示第88号)

※ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和8年4月3日厚生労働省令第76号)

04

令和8年8月～改定された内容

利用者負担段階



▶ 食費

第3段階①：30円/日 利用者負担額の引き上げ

第3段階②：60円/日 利用者負担額の引き上げ

▶ 居住費

第3段階②：100円/日 利用者負担額の引き上げ

ただし例外あり。

老健・医療院などの「多床室」で、室料を徴収しない場合は、居住費の引き上げはありません。

05

第3段階①、第3段階②とは？

利用者負担段階



- ▶ 共通：世帯全員が住民税非課税
- ▶ 第3段階①
 - ・ 年金収入金額（非課税年金含む）＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下
 - ・ 預貯金や株など資産額が550万円（夫婦の場合は1,550万円）以下
- ▶ 第3段階②
 - ・ 年金収入金額（非課税年金含む）＋合計所得金額が120万円以上
 - ・ 預貯金や株など資産額が500万円（夫婦の場合は1,500万円）以下

全てを満たしている方が対象です。

06

1 か月でどれくらい上がる？

日数は「30日」で計算したイメージです。

▶ 第3段階①

・食費：30円/日 × 30日 = 900円/月の増

▶ 第3段階②

・食費：60円/日 × 30日 = 1,800円/月の増

・居住費：100円/日 × 30日 = 3,000円/月の増

合計：4,800円/月の増

07

令和8年8月～

負担段階一覧表

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。	
			預貯金額（夫婦の場合）（※）	
負担軽減の対象となる低所得者	第1段階	・生活保護受給者	要件なし	
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下	
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
非該当 ←	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

08

令和8年8月～利用者が負担する額

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545円 (4.7万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円)】	680円 (2.1万円) 【1,030円 (3.1万円)】	1,420円 (4.3万円) 【1,360円 (4.1万円)】
居住費	多床室	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
	従来型 個室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	980円 (3.0万円)
		老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
	ユニット型個室的多床室		1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
	ユニット型個室		2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)

負担限度額認定の手続きについて

09

手続きはどうすればいいの？

- ▶ 認定を希望される全ての方、申請が必要です。

※住民税非課税世帯対象

- ▶ 令和8年6月10日(水)から受付を開始します。

【受付方法】

- ・大田区役所3階 介護保険課の窓口
- ・郵送
- ・電子申請

- ▶ 現在すでに認定証をお持ちの方には、申請書を郵送いたします。届きましたら、申請してください。
発送日：令和8年6月10日(水)

- ▶ 令和8年7月8日(水)までに申請してください。



▲必要書類など

詳細はこちら！！

10

申請をした後は？

- ▶ 申請書類に不備があった場合、申請者宛てにお手紙やお電話にてご連絡いたします。また、書類がすべて揃うまで、審査は一時中断となります。連絡がない場合は、不備はなく審査は進んでいます。
- ▶ 認定された方には、認定証を送付します。
（併せて「介護保険負担限度額認定 決定通知書」もお送りします。非該当の方には、「同決定通知書」の「承認しない」の欄に「理由」を記載しています。）
一斉発送日：令和8年7月23日(木)
- ▶ 認定証が届きましたら、施設へご提示ください。
適用開始日：令和8年8月1日(土)

11

決定通知書 の見方

認定された方

「承認する」の欄に「認定内容」を記載しています。

非該当の方

「承認しない」の欄に「理由」を記載しています。

介護保険負担限度額認定 決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名											
被保険者番号											
決定年月日	令和	年	月	日							
決定事項											
承認する	適用年月日	(承認内容) 負担限度額 (日額)									
	有効期限	食費									円
		(介護予防) 短期入所生活(療養)介護									円
		その他のサービス	:								円
		居住費									円
		(ユニット型個室)	:								円
		(ユニット型個室的多床室)	:								円
		(従来型個室) 特養等	:								円
		老健・医療院等	:								円
		(多床室)	:								円
承認しない	理由	住民税課税のため									

12

私は何段階？

認定された方は、同封の介護保険負担限度額認定証をご覧ください。

食費の上段が以下の場合、
300円 → 第1段階
600円 → 第2段階
650円 → 第3段階①
1,360円 → 第3段階②

上段がショートステイ、
下段が施設入居時の
食費の自己負担額です。

食費と居住費の段階は、同じです。

(表面)

介護保険負担限度額認定証							
交付年月日 令和 年 月 日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
	適用年月日	令和 年 月 日から					
有効期限	令和 年 月 日まで						
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 円 その他のサービス 円						
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室 円 ユニット型個室的多床室 円 従来型個室(特養等) 円 従来型個室(老健・医療院等) 円 多床室Ⅰ(特養等) 円 多床室Ⅱ(老健・医療院) 円 多床室Ⅲ(老健・医療院等) 円						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>						

14

非該当となった場合

- ▶ 決定通知書の「理由」に該当しなくなった場合、いつでも改めて申請することができます。
(申請書・必要書類一式は、再提出が必要です。)
例：資産額が基準額以下となった。
世帯構成が変わり、住民税非課税世帯となった。
※ただし夫婦は別世帯でも、同世帯とみなします。
- ▶ 課税世帯であっても要件を満たした方は、「第3段階②」と同様の軽減が受けられる場合がございます。
「課税層に対する特例減額措置」の詳細については、大田区ホームページをご覧ください。



▲課税層特例措置の詳細はこちら

15

よくある質問（Q & A）①

▶ Q：申請をする人はどんな人？

特養・老健・医療院に入所している方、またはショートステイを利用する方のうち、住民税が非課税世帯の方が対象です。

施設入所やショートステイの利用予定がない方は、申請は不要です。（更新申請も不要です）

申請はいつでも受け付けています。利用される際に申請してください。

【対象外】上記以外の施設（例：有料老人ホーム）

また、病院での入院は対象外です。入院は介護保険ではなく医療保険のためです。

16

よくある質問（Q & A）②

▶ Q：住民税非課税かどうかわからない。

課税者の方には、毎年6月にご本人へ宛てて、課税課より「納税通知書」を送付しています。こちらが届いていない場合は原則、非課税です。

※公的年金から差し引かれる方（年金からの特別徴収）も同様です。

なお、負担限度額認定の申請は、住民税が非課税かどうか分からない場合でも申請できます。ただし、申請書類一式を提出いただき、審査のうえで結果をお知らせします。

特別区民税・都民税は住民税のことです。

17

よくある質問（Q & A）③

▶ Q：どこの課税課への問い合わせ？

令和8年8月から適用の負担限度額認定は、令和8年度の課税情報で審査します。そのため、住民税につきましても、令和8年1月1日現在居住していた市区町村の課税課へご相談ください。

大田区にお住まいの方へ 大田区課税課（地区別の問い合わせ先）

【大森地区 電話：03-5744-1194】

大森・山王・馬込・中央・池上・平和島

【調布地区 電話：03-5744-1195】

嶺町・田園調布・鶉の木・雪谷・千鳥・久が原・千束・石川町・仲池上・
上池台

【蒲田地区 電話：03-5744-1196】

蒲田・糀谷・羽田・萩中・六郷・矢口・下丸子・多摩川

特別区民税・都民
税は住民税のこと
です。

18

よくある質問（Q & A）④

▶ Q：通帳(資産)がすべてかどうか、判断できない。

不明な場合は、申請時にその旨を申告いただければ、通帳の提出は不要です。その場合、大田区にて審査のための資産調査を行います。調査には2～3か月程度時間を要します。 ※認定となった場合は、申請を受付した月の1日にさかのぼって有効となります。

▶ Q：なぜ、更新の有効開始日が毎年8月1日なの？

所得による審査を行っており、毎年6月にその年の所得情報が確定します。そのため、所得情報確定後に申請・審査を行い、8月から新年度分の認定証を発行しています。(有効期限は翌年7月31日までです。)

19

よくある質問（Q & A）⑤

▶ Q：私は第3段階②だけど、居住費も必ず増える？

多床室で室料の徴収がない場合は、居住費の引き上げは行われません。

不明な場合は、施設へ「多床室かどうか」、「室料を徴収しているか」を確認してください。

▶ Q：申請が遅れてしまったけど、どうなるの？

令和8年8月31日(月)までに受付された申請書は、認定となった場合、月初（8月1日）に遡って有効となります。（申請書を受付した月の1日から有効）

ただし利用している施設へ、申請が遅れて認定証が提示できないことを伝えてください。

※生活保護の方はこの限りではありません。

ホームページ情報

大田区ホームページ>生活情報>福祉>介護保険制度>利用者負担額軽減制度>居住費（滞在費）と食費の負担限度額認定制度

制度について▼



申請書ダウンロード▼



必要書類・記入例▼



認定判定フロー図▼



郵送でもお送りできます。

問い合わせ先

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所3階（13番窓口）

大田区福祉部 介護保険課 給付担当

TEL：03-5744-1622（直通）

FAX：03-5744-1551

受付時間：月～金 8：30～17：00

メールによるお問い合わせはこちらです。

（24時間受付・
翌営業日回答）



©大田区